

2011年3月16日

経済産業大臣

海江田 万里 殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白 2-36-13
Tel 03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東北地方太平洋沖地震にともなう 被災者救援についての緊急要請書

「東北地方太平洋沖地震」による東日本の大震災は未曾有の規模・様相を呈してきています。福島原発も大量の放射性物質を撒き散らしチェルノブイリ事故のような大惨事に至る懸念さえも生じています。東京電力の「計画停電」により経済活動も国民生活も大きな影響を受けております。

被災にあった中小企業者は、家族などの安否確認や救援・支援、被災現場の処理や生活の立ち上げに追われる状況です。既往債務の返済期日が到来していても、返済する資力も余裕もありません。いま、まさに政治の責任と役割が問われています。全商連としても被災者との連絡も確保し、救援・支援を開始しつつありますが、現時点での現地からの情報に基づき、以下の緊急要望を行うものです。

今回の大震災がこれまでの経験則が通用しない未曾有の大災害であることを踏まえ、実態に即した特別の措置を迅速・果敢に講じられるよう要請するものです。

- 1、岩手・宮城・福島県下の被災中小企業者の債務免除を関係金融機関に要請すること。信金・信組はじめ地域金融機関にはそれが可能になるような支援を強化すること。また、金融機関等の債権者に手形決済期日の延期要請を政府として行うこと。長期無利子の被災資金の貸付を行うこと。
- 2、被災地域の2010年分の確定申告ならびに消費税納税については、無期限の納税猶予の措置をとること。
- 3、被災地域住民には当面必要な生活資金を無条件・無利子で貸付けること。
- 4、水、食糧、防寒具、ガソリン、灯油など生活必要物資の配給体制を強化し、被災者にいきわたるようにすること。通信インフラの復活を急ぎ、安否情報の確保はもとより通信・通話のアクセスを向上させること。また、避難所には携帯用充電器を配置すること。
- 5、医師はじめとする医療スタッフを緊急派遣し、すべての被災者が保険証なしでも必要な医療を無料で受けられるような特別の措置をとること。 以上